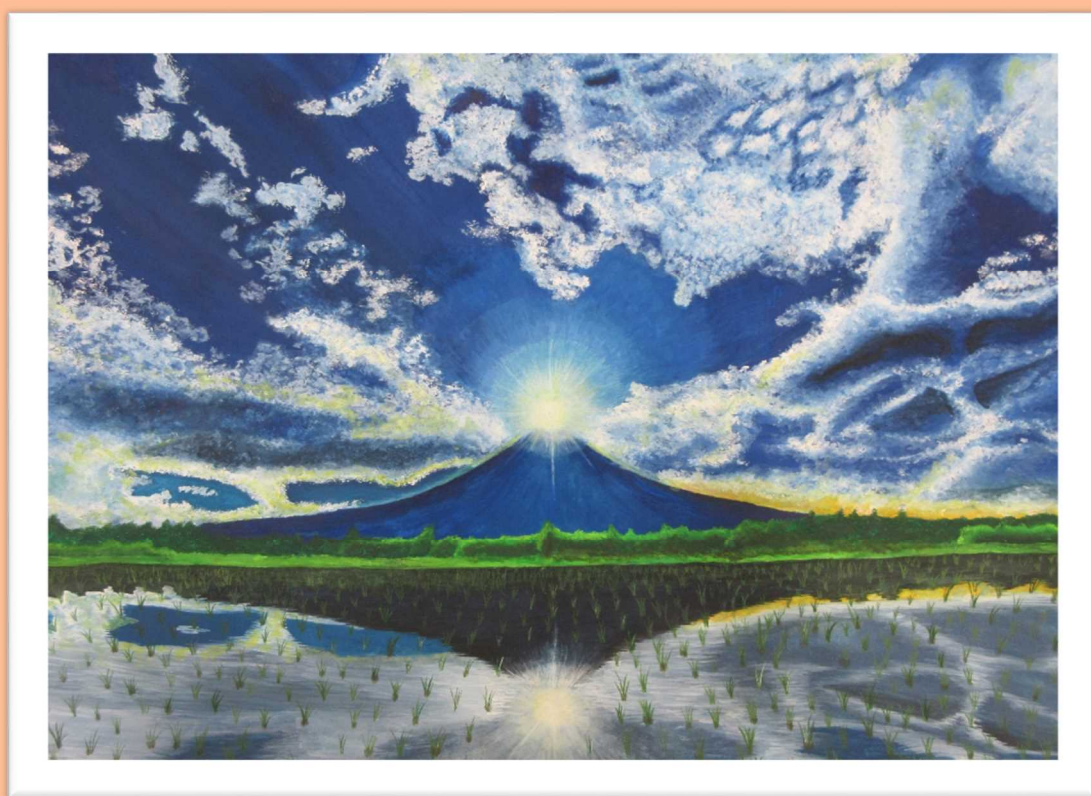


令和6年度

主要施策



富士宮市教育委員会

目 次

◎ 教育総務課	1
◎ 学校教育課	3
◎ 社会教育課	8
○ 公民館・地域学習センター	10
◎ 文化課	10
○ 埋蔵文化財センター	12
○ 郷土資料館	12
○ 市民文化会館	13
◎ スポーツ振興課	13
◎ 学校給食センター	15
◎ 市立図書館（中央図書館・西富士図書館・芝川図書館）	16

◆ 表紙の絵 ◆

第28回『富士山への手紙・絵コンクール』 「絵」部門

中学生の部 最優秀賞「夜明けの奇雲」

遠藤 かりん 珈凜 さん（富士宮市立富士根南中学校）の作品

令和6年度 主要施策

◎ 教育総務課

第3次富士宮市教育振興基本計画（令和4年度～令和8年度）の重点施策を着実に推進するため、その進捗状況について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価を行い、その結果を公表します。また、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために設置された総合教育会議等を通じ、市長と十分な意思疎通を行うとともに、引き続き、所管施設の訪問等の実施や教育委員の活動についての情報発信を行います。

学校施設の整備については、改築事業として芝川中学校普通教室棟改築工事及び富士見小学校屋内運動場改築工事を実施するとともに、東小学校管理教室棟等改築に伴う仮設校舎賃貸借業務及び黒田小学校屋内運動場の改築に向けた基本設計・実施設計を行います。

さらに、良好な教育環境の確保及び長寿命化を図るため、校舎やトイレの営繕工事を効率的かつ計画的に進めるとともに、地域に開かれた学校及び生涯学習の場として、引き続き、学校施設の有効活用を積極的に図ります。

このような方針の下に、次の事業を実施します。

1 校舎等の施設整備

(1) 小学校

ア 小学校校舎等整備事業

(ア) 設計等委託料

a 富士見小学校普通教室棟及び管理棟長寿命化工事実施設計業務委託

b 富士根南小学校 管理教室棟・特別教室棟（東）・教室棟（西）・教室棟（中）長寿命化工事実施設計業務委託

(イ) 小学校校舎等整備工事費

貴船小学校教室棟（中・西）長寿命化工事

イ 東小学校管理教室棟等改築事業

(ア) 電算機器等設定委託料

管理教室棟等改築に伴う電算機器等設定業務

(イ) 移転物品等運搬委託料

管理教室棟等改築に伴う物品等移転運搬業務

(ウ) 東小学校仮設校舎借上料

管理教室棟等改築に伴う仮設校舎賃貸借業務【債務負担1年目】

(エ) 東小学校駐車場借上料

管理教室棟等改築に伴う駐車場借上料【債務負担1年目】

(オ) 東小学校管理教室棟等改築工事費

a 管理教室棟等改築に伴う旧校舎等の解体工事

【債務負担1年目】

- b 管理教室棟等改築に伴う空調設備移設工事
 - (カ) 校用備品費
校用備品費
 - ウ 富士見小学校屋内運動場改築事業
 - (ア) 移転物品等運搬委託料
屋内運動場改築に伴う物品等移転運搬業務
 - (イ) 電算機器設定委託料
屋内運動場改築に伴う電算機器等設定業務
 - (ウ) 富士見小学校屋内運動場改築工事費
 - a 屋内運動場改築工事【債務負担2年目】
 - b 屋内運動場解体工事
 - (カ) 校用備品費
 - a 校用備品費
 - b 教材備品費
 - エ 黒田小学校屋内運動場改築事業
 - (ア) 設計等委託料
 - a 屋内運動場改築に伴う地質調査業務
 - b 屋内運動場改築に伴う基本設計及び実施設計業務
 - 【債務負担1年目】
- (2) 中学校
- ア 中学校校舎等整備事業
 - (ア) 設計等委託料
 - a 上野中学校管理教室棟・技術科室長寿命化工事実施設計業務
 - b 富士宮第二中学校既存校舎改修工事実施設計業務
 - (イ) 中学校校舎等整備工事費
 - a 富士宮第一中学校管理教室棟・教室棟（東）長寿命化工事
 - b 大富士中学校普通教室棟トイレ改修工事
 - c 北山中学校管理教室棟トイレ改修工事
 - d 富士宮第三中学校旧校舎解体及び倉庫建設工事
 - e 富士宮第二中学校スプリンクラー改修工事
 - イ 芝川中学校校舎改築事業
 - (ア) 電算機器設定料
校舎改築に伴う電算機器等設定業務
 - (イ) 移転物品等運搬委託料
校舎改築に伴う物品等移転運搬業務
 - (ウ) 芝川中学校仮設校舎借上料
仮設校舎賃貸借【債務負担3年目】
 - (エ) 芝川中学校校舎改築工事費
普通教室棟改築工事【債務負担2年目】
 - (オ) 校用備品費
新校舎用備品費

2 その他の施設整備

施設・設備の維持補修等を進めるとともに、その他の小修繕についても、迅速な対応に努めます。

3 学校施設の有効活用

地域に開かれた学校づくりや生涯学習・地域づくりの推進、地域スポーツの振興のため、小中学校施設を開放します。

◎ 学校教育課

学校教育は、「一人一人のこどもは、かけがえのない存在である」という考えを根底に置いて取り組まなければなりません。本教育委員会の基本目標である「こどもの未来のための人づくり」に向けて信頼される教育に真摯に努め、学校教育の一層の充実を図り、持続可能な社会の創り手の育成と日本社会に根差したウェルビーイングの向上に取り組めます。また、こどもの声に耳を傾け、こどもの最善の利益の実現を目指します。

本年度も、「教育はこどもたちにとって明るい未来を実現するための営み」と捉え、「継承と発展」「縦の接続・横の連携」「環境素材の活用」をキーワードとして、「富士宮の学校力育成会議提言ステージⅢ令和6年度アクションプラン」に取り組み、富士宮ならではの「魅力ある学校づくり」を目指します。

重点目標と主な具体策

本市では、目指すこども像を「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」とし、確かな学力、徳のある人間性、たくましい体の調和の取れたこどもの育成を目指しています。そのために、次の5点を重点目標とします。

1 学校づくりへの支援

学校力を高め、こども一人一人に生きる力が育つ魅力ある学校づくりへの支援を進めます。

(1) 教職員の資質向上に向けての支援に努めます。

ア 「新・富士宮市教職員研修指針」等を活用し、キャリアステージに応じた研修の充実を図ります。

① 授業マエストロ“継承”講座、ミドルリーダー養成講座の実施

② 10年未満経験者教職員の学校指導員要請訪問の実施

イ 教育委員会による市内全小中学校への学校訪問を実施し、授業改善・特別活動等の充実について指導・助言します。

ウ インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の研修の推進を図ります。

- (2) 「魅力ある学校づくり」委託事業を実施します。また、地域の人的・物的教育資源の活用、教育活動への参加・協力を積極的に進める環境を整え、各学校の特色ある教育活動を推進します。
- (3) 学校評価に共通の項目を定めて学校のよさや課題を把握し、P D C Aサイクルを通して学校運営の改善及び充実につなげます。
- (4) 特別支援学級や通級指導教室、通常学級において、特別支援教育コーディネーターと特別支援教育相談員、医療や他機関との連携を深め、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に努めます。また、共生社会の実現に向けた交流及び共同学習を推進します。
- (5) 園・小・中学校の円滑な接続を図るため、相互の連携・協力を一層進めます。
- ア 園・小・中の系統性や連続性に配慮した、スタートカリキュラムの活用や相互交流の充実を図ります。
- イ 「富士山学習P A R T II」において、「小中連携カリキュラムづくり」のための連携シートを活用し、小中7年間の探究的な学習の充実を図ります。
- (6) 学校運営改善や働き方改革を進め、学校への支援を行うことで、教職員がこどもと向き合うための条件を整えます。
- ア 長期休業中の学校閉庁日の設定や時間外勤務につながる業務の軽減を図り、教職員が心身ともに健康にその専門性を十分に発揮して教育活動に取り組むことのできる環境を整えます。
- イ 校務支援システムをはじめとしたI C Tの活用・運用を推進し、授業準備や成績処理等の負担軽減を図ります。
- ウ 様々な特性のあるこども一人一人に丁寧な対応をするために、特別支援学級支援員やこども支援員等の配置の充実を図ります。
- エ 学校司書との連携により、こどもが読書に親しむ活動を一層推進するとともに、学校図書館の読書センター、学習・情報センターとしての機能の充実を図ります。
- オ 外国人英語指導員（A L T）を全小中学校へ派遣し、実践的な英語による授業の充実を図ります。
- カ 外国人児童生徒支援員（スペイン語・ポルトガル語・中国語）を学校へ派遣し、日本語指導の充実を図ります。
- キ 複式学級のある学校に複式学級支援員を配置することで、該当校におけるこどもの学びの保障と教員の校務の負担軽減を図ります。
- ク 「富士宮市教職員カウンセリング事業」「教職員の心の健康チェック事業」を実施します。
- (7) 学校・家庭・地域がこどもと向き合い、教育に関わることを通して、三者がそれぞれの立場から協働してこどもを育てることを目的とした「教育の日」の充実を図ります。

2 確かな学力が育つ授業の充実

「確かな学力が育つ授業」の充実により、生きて働く「知識及び技能」の習得に努めます。また、これらを活用して課題を解決するために必要な「思考力、判断力、表現力等」を養っていきます。さらに、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」を育みます。

- (1) 各教科等において育む資質・能力を明確にするとともに、こどもが主体的に学ぶ単元や1時間の授業を構想します。また、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実により、「主体的・対話的で深い学び」が実現するように、学びの伴走者としての教師の役割について研究を深めます。
- (2) 市内全体研修会の「確かな学力が育つ授業」の構想図を授業改善の基盤とし、単元や題材等、内容や時間のまとまりを見通しながら、評価の場面や方法を工夫して、学習過程や成果を評価し、こどもの学習改善や教師の指導改善につなげる学習評価を実施します。また、授業においては、こどもの学習状況を丁寧に見取り、適切な指導や支援を講じます。
- (3) 全国学力・学習状況調査の結果を分析・検証して成果と課題を明確にし、授業改善に努めます。
- (4) 1人1台端末の効果的な活用方法をさらに研究し、目的に応じてデジタルとリアルのそれぞれのよさを生かした授業改善に努めます。また、論理的思考力を身に付けるためのプログラミング教育を推進します。
- (5) 「富士山学習PARTⅡ」を通して、教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの充実を図ります。
さらに、これまでも実践してきた持続可能な社会の担い手を育む教育（ESD）に、持続可能な開発目標（SDGs）を取り入れ、推進します。また、学びの過程で育成する資質・能力を明確にし、探究的な学習を中心に取り組みます。加えて、「世界遺産富士山のあるまち富士宮」への郷土愛や感動する心、誇り、自信等の涵養を図ります。
- (6) 富士宮のよさを外国語で伝えるために作成した「外国語ハンドブック（改訂版）」を小中学校で活用し、こどもが目的や場面に応じて積極的に外国語を使うことにより外国語によるコミュニケーション力を高めます。
- (7) 読書習慣の定着は、学習の基盤となる言語能力や情報活用能力の育成につながる重要な役割をもつことを念頭におき、こどもの思考力、判断力、表現力等を育む視点から読書活動を推進します。
- (8) 社会科地域学習資料「ふじのみや」を教科等横断的な視点から活用し、こどもの情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成を図ります。
- (9) 9年間を見通した体系的な情報教育を進め、こどもの情報活用能力を高めるとともに、情報モラル教育の充実を図ります。

3 人間関係を築き、徳のある人間性とたくましい体を育てる環境づくり

授業や学校行事等の学校生活の全ての場において、誰一人取り残されない人間関係づくりに努めます。また、発達段階に応じた規範意識や自尊感情を高めるとともに、道徳的価値の自覚を深め、人との関わりや優れた芸術文化との出会いを図ることにより、徳のある人間性を育成します。あわせて、自己の心身の健康管理や体力の増進に意欲的・継続的に取り組む態度を高めるとともに、食生活への関心を深めます。

- (1) 学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育と、その要となる「特別の教科道徳」を関連付けながら道徳教育の全体計画と年間指導計画に基づいた指導を一層充実し、道徳的実践力の向上を図ります。
- (2) 有徳の人づくり推進事業として作成した富士宮市道徳資料「富士山をこころに」の活用を図り授業の充実に努めます。
- (3) こどもたちが互いの良さや可能性を発揮しながら、多様な他者と協働し、集団や生活上の諸問題を解決することを通して、より良い生活や人間関係を形成しようとする特別活動の充実に努めます。
- (4) いじめ、不登校の未然防止及び早期対応を図ります。
 - ア 富士宮市及び各学校で定めた「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止に努めます。
 - イ 各学校で作成した「不登校初期対応マニュアル」を活用し、不登校対策支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関と連携を図りながら組織的に不登校の未然防止及び早期対応を図ります。また、発達支持的生徒指導を実現させ、こどもの実態を共感的に理解し、困り感に応じた支援をします。
 - ウ 家庭でも活用できる1人1台端末を活用し、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時や不登校対策においても、こどもと心のつながりを保てる環境を整備するとともに学びの場の確保に努めます。
- (5) 心を豊かにする優れた芸術文化との出会いを図ることや、希望や夢を育むキャリア教育の一層の推進を図ります。
 - ア 芸術体験や本物の美術作品に触れる機会づくりに努めます。
 - イ こども一人一人が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるようにするため、キャリア・パスポートの活用を図ります。
- (6) 教育活動全体を通してこどもの体力の向上を図り、生涯にわたって楽しくスポーツに取り組む意識が育つ環境をつくります。また、市内の関係機関、他課と協力して、部活動の地域連携・地域移行に向けた準備を進めます。
 - ア 新体力テスト優秀校の表彰を実施します。また、新体力テストの結果からこどもの体力の状況を把握分析し、学校生活における意欲的・継続的な体力づくりが行われるように努めます。
 - イ こどもの発達段階に応じた生活習慣づくりや心と体の教育の推進を図ります。

ウ 「富士宮市立中学校部活動ガイドライン」に則って適正な部活動を行い、生徒の心身の健やかな成長を目指して活動します。

(7) 食育を推進し、こどもの食の自立と健康を目指します。

ア 各学校において、「食に関する指導の全体計画」に基づき、協働して継続的・体系的に食育を進めます。

イ 栄養教諭を積極的に活用し、学校・家庭・地域の連携による組織的な取組に努めます。

ウ 各教科・領域等で食育を充実し、地域の食材に目を向けた学習の推進を図ります。

4 学校の安全・安心の一層の推進

こどもが、自他の生命尊重を基盤として、自分の命は自分で守ることができるよう自ら行動する資質・能力を育みます。また、他者や社会の安全・安心づくりに貢献できる能力を育むために、発達段階に応じた危機管理対応能力の向上を図ります。

(1) 各学校において、自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を予測して、安全に行動できる危機管理対応能力を培う活動を計画的に実施します。

ア 1人1台端末を活用し、こどもがいつでも心身の不調を意思表示できる環境を整えます。また、こどもの心身の不調を早期に発見し、チーム学校による早期対応を実現します。

イ 学校安全計画に基づき、適切な安全点検を実施するとともに、「こども安全の日」(毎月20日)を契機として日常における危機意識を高め、こどもの行動に目を配ります。

また、地域や学校の実態を考慮し、学校安全計画や学校保健計画、防災計画の見直しや改善を行います。

イ 関係機関との通学路の合同点検、交通安全教室や交通安全リーダーと語る会、さらに日常的な交通安全指導等により、安全意識の高揚を図り、交通事故ゼロを目指します。

ウ 情報セキュリティ基準を確認し、情報を適切に管理するために、情報セキュリティポリシー監査を実施します。

(2) こどもが自らの健康に関心をもって取り組む感染症予防教育を推進します。また、こどもの命を守るため、アレルギー疾患(食物アレルギー、気管支喘息)への対応、AEDやアドレナリン自己注射薬の適切な使用に関する講習会の実施を推進します。

5 学校・家庭・地域の連携と協力

(1) 学校・家庭・地域の連携と協力

ア 社会に開かれた教育課程の実現を目指し、地域人材の活用、教育活動への参加・協力等、学校・家庭・地域の連携・協力を推進します。

- イ 「地域とともにある学校」を目指し、家庭や地域とともにこどもの教育に対する課題や目標を共有し、学校運営の改善やこどもの健全育成に取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を地域学校協働本部等と一体的に推進し、全小中学校への設置に向けた研究を進めます。
- ウ 学校・家庭・地域と連携・協力し、情報モラルを含む基本的な生活習慣の定着を図ります。

(2) 防災・防犯体制の充実

- ア 「登下校防犯プラン」に基づき、学校・家庭・地域・警察等の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた登下校時の安全確保対策に努めます。
- イ 地域防災訓練への積極的な参加、地域消防団と連携した危機管理教育の実施等を通して、地域と密着した実践活動を推進します。
- ウ 危機対応マニュアルを基に、緊急時の学校の役割と対応を保護者や地域に周知し、共通理解を図ります。

◎ 社会教育課

「人生 100 年時代」に向けて、社会が大きな転換点を迎える中、市民一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができるよう、学習環境の整備や社会教育活動を進めます。

青少年健全育成については、家庭教育への支援や社会性を育む青少年の体験学習の推進、地域学校協働本部事業、富士宮市子ども・若者支援協議会の運営等により、こどもの成長と安全・安心を地域で見守るような良好な社会環境の整備に努めます。あわせて、市や地域が実施する事業への青少年の積極的な参加や異世代間の交流を図り、「次代を担う心豊かなたくましい青少年の育成」を目指します。また、インターネットや携帯電話・スマートフォンの利用や依存状況についての調査や SNS やゲームの適切な利用等に対する講座の実施等、家庭や児童生徒への啓発活動を行うとともに、声掛け運動の推進等により、万引きや非行の防止、児童生徒の登下校時等の安全環境の整備を進め、庁内関係各課、警察、学校、地域等の情報のネットワーク化を更に促進します。

1 生涯学習の推進

- (1) 多様な情報発信手段により、世代に応じた学習情報を提供します。
- (2) 生涯学習ガイドブックの発行等により、生涯学習活動を啓発します。

- (3) 市民読書サポーターと協働して、読書と読み聞かせ推進事業を実施します。また、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動と情報通信技術のベストミックスを図るよう努めます。
- (4) 地域の人材を活用して、学校・社会教育融合事業を実施します。

2 社会教育の充実

- (1) 社会教育活動の拠点として、公民館等の社会教育施設のほか、地域コミュニティ施設である交流センターとともに、学習機会の充実を図ります。
- (2) 富士宮市個別施設計画に基づき、老朽化した施設の長寿命化を図るとともに、市民が安全・安心に利用できるよう維持管理に努め、施設を有効に活用します。
また、公共施設における犯罪を未然に防ぐため、公民館に防犯カメラを設置します。
- (3) 富士山まちづくり出前講座や富士宮市民カレッジを開講し、地域・学校・関係団体と連携した学習活動を行います。

3 青少年活動の充実

- (1) 学習・交流機会の充実
 - ア サイエンスワールド、小学生ボランティア講座、中学生ボランティア講座等の健全育成事業を企画し、心豊かなたくましい青少年の育成を図ります。また、ボランティアの協力を高校生へ依頼し、異年齢との交流の機会を設けます。
 - イ 「宮あつとホーム（童謡と昔話の集い）」により童謡や昔話が持つ、美しい日本語と豊かな音楽性を、こどもたちへ継承する場を設けます。
 - ウ 富士登山を安全・安心に家族で体験することができるよう、親子を対象とした登山に関する講習会を開催します。
 - エ 親子レクリエーション講座を企画し、親子の絆を深め、参加者同士の交流を図ります。
- (2) 指導者・育成団体等の充実
 - ア 青少年指導者団体の指導者を対象とした研修会を企画します。
 - イ 青少年指導員協議会の活動を支援します。
 - ウ カウンセリング講座を実施します。

4 育成環境の充実

- (1) 家庭や地域の教育力の向上
 - ア 各中学校区等の特徴を生かした二十歳を祝う集いを開催します。
 - イ P T A活動を支援します。
 - ウ 地域学校協働本部事業の推進を図ります。
 - エ 富士宮市青少年育成連絡協議会を支援します。

(2) 教育相談・指導体制の充実

ア 近年増加傾向にある不登校やひきこもり、ニート等の相談に応じるため、青少年相談センターの相談活動を充実します。

また、電話やメール、面接での相談や教育支援センター、夜間開設に加え、ICTを活用し、個別最適な学びや協働的な学び、主体的・対話的で深い学びを実現し、個に寄り添った指導体制を目指します。

イ 青少年の支援機関と連絡連携を取り、こどもや若者への支援を充実します。

(3) 非行防止指導の強化

ア 青少年指導員による見守り活動を実施します。

イ 地域の青少年声掛け運動の一層の推進を図ります。

ウ 万引き非行防止連絡会を開催し、万引き防止対策を推進します。

エ 市内の不審者情報を迅速に各学校へ配信します。

(4) ネットトラブルの防止

ア インターネットや通信機器に関連した犯罪から青少年を守るための啓発活動を推進します。

イ 市内小中学校に関わる有害サイト等検索業務を依頼し、ネットトラブルを未然に防ぎます。

5 子育て支援の推進

(1) 家庭教育学級の充実

ア 家庭教育学級リーダー講座の推進を図ります。

イ 家庭教育学級の充実を図ります。

(2) 子育て支援の充実

ア 子育て情報「子育て応援メールマガジン」を毎月配信します。

イ 子育て学習講座を実施します。

○ 公民館・地域学習センター

多様な学習ニーズに対応した講座等を開催するとともに、各施設の特徴や地域性を活かしながら地域住民や関連団体等と連携して事業を実施するよう努め、交流・発表の場として公民館まつりを開催します。

また、施設利用の広報を充実し、新たな利用者の掘り起こしを図ります。

◎ 文化課

市民の生活に、潤いと喜びをもたらす香り高い文化芸術活動の振興を積極的に図り、質の向上を目指します。

また、自己の人格を磨き、心豊かな生活を送るための方策として、「市民ひとり1芸」の推進を図ることにより、文化芸術の裾野を広げ、創造性に富んだ文化のまちづくりに努めます。

さらに、市民共有の貴重な伝統ある文化財の保存と活用を図るとともに、富士山にまつわる歴史や文化などに対する理解を深め、郷土意識の高揚を図るため、次の諸施策を推進します。

1 文化芸術の振興

- (1) 市民文化祭を開催し、文化団体の自主的活動を支援するとともに、文化団体の育成に努めます。
- (2) 市民による日頃の芸術活動の発表の場として市民芸術祭を開催し、文化意識の高揚を図るとともに、文化芸術の普及に努めます。
- (3) 文化講演会を開催し、著名な文化人の経験豊富で多彩な講演を聴くことにより、市民の文化意識の高揚と教養向上に努めます。
- (4) 富士地区のジュニア世代を中心に組織する富士山ユースオーケストラの活動をとおり、青少年の健全な育成と音楽芸術の普及・振興に努めます。
- (5) インターネットを活用して、市民芸術祭の入賞・委嘱作品、市の所蔵や市内に点在する芸術作品等を紹介する「インターネット美術館」事業を実施し、文化芸術関係情報等の公開に努めます。
- (6) 市内に点在するギャラリー等の企画展示をインターネット上で支援するため、「ふじのみやアートスケジュール」を開設し、より充実した内容の情報発信に努めます。
- (7) 音楽活動を通して豊かな心と人格の形成を図るため、誰でも気軽に参加できる「富士山ピアノリレーコンサート」を開催し、音楽芸術の振興に取り組みます。
- (8) 富士山をテーマにした俳句を全国から募集し、入賞・入選作品集を発行するとともに、富士山ゆかりの文学作品の掛け物等をまちなかアートギャラリー等に展示する「富士山を詠む」文学館事業を実施し、本市の文化の向上に努めます。
- (9) 富士山への思いを寄せた手紙や絵を全国から募集する「富士山への手紙・絵コンクール」事業を実施し、豊かな情操の育成に努めます。
- (10) 市民が将棋を身近に感じる機会として、将棋大会を開催し、将棋を通じて、社会で求められる「洞察力」「思考力」を養うことによる地域活力の向上を目指します。
- (11) 地域が実施する文化祭を奨励し、地域文化の裾野の拡大を図ります。

2 文化財の保護・活用

- (1) 市内の指定文化財 87 件（国 21 件、県 25 件、市 41 件）と登録有形文化財（国 1 件）の保存・活用に努めます。
- (2) 文化財の調査研究を進め、地域の文化財の掘り起こしと活用に努め、文化財愛護思想の啓発を図ります。
- (3) 地域に残されている伝統行事や祭り等を守るための活動を支援するとともに、記録の保存に努め、それらを生かした地域文化の振興を図ります。

- (4) 埋蔵文化財の周知を図り、土地開発に係る発掘調査等においては、適切な指導・調整を行います。
- (5) 特別天然記念物「狩宿の下馬ザクラ」等の指定天然記念物に指定されている樹木の樹勢を維持し、その保護に努めます。
- (6) 歩く博物館探索会を実施します。また、既設の歩く博物館説明板等の現状確認をするとともに、更なる活用方法を検討します。
- (7) 「史跡富士山」の各指定文化財や「史跡大鹿窪遺跡」の環境整備を進め、史跡の適切な保存・活用に努めます。
- (8) 「名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」」の環境整備を進め、適切な保存・活用に努めます。
- (9) 地域の文化財を包括的に把握し、文化財を保存・活用していくため、市民・市が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を盛り込んだ「文化財保存活用地域計画」を作成します。

3 市史編さん

令和4年度に第1巻となる自然環境編を刊行しました。

令和7年度～令和9年度に民俗編、通史編Ⅰ～Ⅲの計4巻を刊行するため、市史編さん委員会を中心に、分野別の資料調査、執筆等に努めます。

4 (仮称) 郷土史博物館の検討

富士宮市民の歴史、民俗等を次世代に継承し、市民の教養の向上に寄与するため、資料の収集・保管・保全及び展示、収集した資料の調査研究を行うとともに、市民等の来館者の学習・調査研究等の活動を行う拠点となる(仮称)郷土史博物館の理解推進のため文化財の価値と保存・活用の必要性の市民への説明に努めます。

また、「文化財保存活用地域計画」と合わせ、その役割をより一層明確にすることに努めます。

○ 埋蔵文化財センター

埋蔵文化財の発掘調査や整理事業を円滑に進めるとともに、出土品の保存・展示を行い、市の歴史を紹介します。

また、現在の施設が浸水想定区域にあるため、出土品等の移転に向けた調査を行います。

○ 郷土資料館

郷土資料の収集を進めるとともに、これを後世に伝えるため、適切な保存・管理に努めるとともに民俗調査等を行います。また、市民文化会館リニューアル工事に伴って郷土資料館も休館となるため、郷土の歴史や民俗に関する展示会を市民ホールなどで開催します。そのために移動展示用パネルを作成して、市の歴史や文化が広く市民に理解されるよう努めます。

○ 市民文化会館

本市における文化芸術の拠点施設として、文化芸術活動の普及・振興を図り、市民の文化芸術の鑑賞及び発表の場として、より一層利用しやすい市民文化会館とするため、令和6年度から、市民文化会館リニューアル工事に着手します。耐震性能を向上させる耐震改修、屋根・外壁、老朽化した設備を更新する長寿命化改修に併せ、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた機能付加のための環境改善改修を行い、利用者の安全・安心・快適性の向上を図ります。

◎ スポーツ振興課

こどもから高齢者まで広く市民の健康増進を図るため、「市民ひとり1スポーツ」を推進し、気軽に参加できるスポーツ教室の充実をはじめ、スポーツ・レクリエーションの場と機会を提供するとともに、各種スポーツの普及・推進のため指導者・団体の育成に努めます。また、市民が安全・安心に利用できる施設の整備を進めるとともに、スポーツ合宿や国際大会等の誘致等により、スポーツの振興と人々の交流の機会を創出します。

1 健康づくり、市民ひとり1スポーツ活動の推進

市民一人一人が日常生活の中で健康づくり、仲間づくりができるスポーツ活動の環境を整え、人材や施設・用具の活用により市民スポーツの輪を広げ、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの充実に努めます。

(1) スポーツ教室等の充実

各競技指導者等による、高齢者・親子向けの体操教室を含む各種スポーツ教室の実施や、市リーダーバンクによる健康教室を支援するとともに、市民のニーズに沿った教室となるよう見直し等を行い、その充実に取り組みます。

また、市内各地域・団体等の要請に基づく指導者派遣事業についても、積極的な対応を図ります。

(2) レクリエーションスポーツ、パラスポーツの推進

多種目にわたる軽スポーツ用具の貸出しや実技指導を推進するとともに、レクリエーションスポーツ祭、健康づくり運動地区推進事業等を実施し、こどもから高齢者まで、誰でも気軽に楽しめるレクリエーションスポーツやパラスポーツを更に推進します。

(3) 指導者と組織の充実・強化

各種スポーツにおける指導者の役割は、今後ますます重要になることが予想されるため、引き続き、各種スポーツ団体への指導・助言を積極的に行います。

また、地域におけるスポーツ活動の推進を図るためのスポーツリーダー研修講座を充実させるとともに、地域体育部等連絡協議会の活動の支援に努めます。

2 スポーツ交流事業の推進

国際大会等の誘致やスポーツ合宿、国内外のトップアスリートによるスポーツ教室等や交流を通じて、スポーツの素晴らしさ、楽しさを知ってもらい、スポーツ活動への参加を促し、スポーツ交流を推進します。

- (1) 大学、実業団等のスポーツ合宿を幅広く受け入れるにあたり、必要な調査や誘致活動を行い、市民と選手の交流機会の創出に努めます。
- (2) トップアスリートを講師に招き、スポーツ教室等を開催することで、競技のPRと市民の競技力向上を図ります。
- (3) 国際大会等の誘致
各種スポーツの国際大会や国内トップリーグの公式戦、全国大会の誘致を行い、スポーツへ興味を持つ機会の充実を図ります。

3 体育施設の管理・運営

市民体育館をはじめとする社会体育施設については、利用者の安全性・利便性の向上のため老朽化した施設の長寿命化を図るとともに、将来に向けた持続的かつ効率的な管理・運営を行います。

- (1) 社会体育施設の管理・運営
社会体育施設の効率的な管理・運営を図るため、民間の指定管理者にこれを委託し、経費の節減と柔軟な施設の運営に努めます。
今後も、市民が安全・安心に利用できる施設を目指すとともに、更なるサービスを向上させ、親しまれる施設となるよう努めます。
- (2) 体育施設等の整備
市民プール屋内プールの水槽改修工事を行い、利用者の利便性向上を図ります。
- (3) 学校施設開放事業
小・中学校の体育施設を地域スポーツの振興のために開放し、活用を図ります。

4 各種大会の支援

富士山女子駅伝（全日本大学女子選抜駅伝競走）、卓球Tリーグ、日本女子ソフトボールリーグは本市を全国に発信できる大会であり、市民スポーツへの関心を高めるためにも、その継続開催に努めます。

また、富士山カップ中学生バレーボール大会や富士山カップ少年少女サッカー大会等の大会の成功に向けた支援を行います。

◎ 学校給食センター

成長期にある児童生徒の健康の保持増進を図り、栄養バランスの取れた安全・安心でおいしい給食を市内小学校21校、中学校13校に提供します。衛生管理の徹底と地場産品の積極的な活用に努めるとともに、学校で行う食育の指導との連携を図ります。

1 安全で安心な学校給食の提供

学校給食衛生管理基準に適合し、HACCP（食品の製造・加工工程での製造の安全を確保する衛生管理の手法）の概念を遵守した高い衛生管理の下、安全で安心な学校給食を安定して児童・生徒・教職員等に提供します。

2 食物アレルギーへの対応

食物アレルギーを有する児童生徒が一人でも多く、他の児童生徒と同じように楽しい学校給食の時間を過ごすことができるよう、食物アレルギー除去食を提供します。

3 食育に関する教育施設としての活用

学校給食センター2階の食育を推進する施設機能（展示・映像・展示路（食育のみち）等）を活用し、「食」の重要性や学校給食の大切さを理解し、郷土の食文化、食によるまちづくりの取組などを知る『学びの場』を創造します。

4 民間事業者への業務委託

調理及び配送業務を民間事業者に委託しています。これにより、民間事業者の持つ専門知識、経営能力、技術力を活用することで、業務の効率的な運用を図り、より充実した学校給食の提供を目指します。

なお、献立の作成、食材の選定、購入や検収の確認等の業務は、市が直接行います。

5 食育の推進

(1) 学校給食に地場産品を積極的に活用し、地産地消の推進を図るとともに、地域の郷土食や年間を通しての行事食の提供により、食文化に対する理解と関心を深めます。

(2) 栄養教諭が学校で行う食育の指導と連携を取った学校給食の献立作りや給食だよりの発行などを行います。

6 給食内容の充実

(1) 学校給食センターと学校との連絡ノート等により、児童生徒のし好の変化を把握し、献立の改善に努めます。

- (2) 市民等を対象に、施設見学、試食会を開催し、学校給食に関するアンケート調査を実施します。

◎ 市立図書館（中央図書館・西富士図書館・芝川図書館）

幅広い年代の市民が利用する図書館は、市民の生涯学習の拠点、地域の情報拠点です。市民一人一人の学びを支え、地域文化の発展に寄与するための学習環境整備に向け、図書館サービスの充実、図書館サービス提供拠点（サービスポイント）の拡充、利用環境の充実と整備の三つを基本に、図書館活動を推進します。

1 図書館サービスの充実

(1) 資料の充実

- ア 市民の幅広いニーズ、社会情勢、地域の課題や話題等に対応した蔵書構築に努めます。
- イ 児童書については、良質で魅力のある文学・絵本やこどもの生活・学習に役立つ図書を整備します。
- ウ 富士山・富士宮市に関する地域資料・情報を積極的に収集するとともに、地域新聞のデータベース化を進めます。

(2) サービス活動の充実

- ア 「第3次富士宮市子ども読書活動推進計画Ⅱ」に基づき、こども読書活動を推進します。ブックスタートを通じて、乳幼児期から親子等で本に親しむことの重要性を周知します。
- イ 参考図書、データベース、インターネット情報等のレファレンス情報資源を有効に活用し、市民や地域の課題を解決できるよう、的確なレファレンスサービスに努めます。
- ウ 自動車図書館（ひばり号）の巡回、団体貸出しなどを通じ、地域、小中学校、幼稚園、保育園、各施設の利用増加に努めます。
- エ 施設見学、職場体験、図書館ボランティアの受入れ、各種講座等の実施により、図書館のPRと利用促進に努めます。

2 図書館サービス提供拠点（サービスポイント）の拡充

図書館3館及び自動車図書館を中心に、図書館サービス提供拠点である各交流センター及び公民館の各図書室の運営支援を行い、広い市域に対応した図書館サービス網の整備充実に努めます。

3 利用環境の充実と整備

- (1) 施設・設備の計画的な改修、整備を行い、安全・安心な利用環境整備に努めます。

- (2) 地域新聞データベース化を引き続き実施し、見出しをホームページから検索できるなど、デジタル化を推進し、利便性向上を図ります。
- (3) 学生や社会人などの図書館ボランティアへの積極的な参加による市民との協働や各機関等との連携により、開かれた図書館運営に努めます。